

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書不存在決定の取り消しを求め、公開するべきである。

請求日 平成22年8月1日（平成22年8月3日受付）

請求内容 行政の補助金である「政務調査費」に関わる、「解散会派別の引退議員・元議員・前議員が購入した高額品（パソコン・周辺機器・デジカメ等々）及び私的用途に購入した商品・書籍（消耗品を除く）等々が別所属会派議員が引き継ぎし、所有者が移転していることを証する管理台帳、又は、会派の所有移転の証明となる書類の写し」但し、購入時の領収書写し（所有権を有する会派への交付金額変更）を添付すること。

実施機関の処分 平成22年8月17日付名議総第113号（公文書不存在決定通知書）

3 実施機関の説明趣旨

政務調査費については、条例施行規則に則り各会派から議長へ収支報告書を提出している。一方、会派が政務調査費で購入した備品の管理台帳については、各会派の申し合わせによりその会派で作成保管することとなっており、報告義務は課せられていない。

公開請求のあった上記請求内容の公文書については、条例及び規則において名張市議会議長への提出義務が無く、任意提出もされていない。また、これらに準ずる公文書も保管保存しておらず存在しない。

4 異議申立ての理由

政務調査費で購入した物品等の管理台帳等存在する公文書を公開することは実施機関の責務であり、当然果たすべき職務責任である。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果た

すことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する

(2) 本決定について

条例第2条第2項に、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに再生出力等が可能な光学的・磁気的処理を施したフィルム、テープ及びディスク等に記録された情報であって、実施機関が組織的に用いるものとして、保管又は保存しているものをいう。」と公文書を規定している。

実施機関の説明趣旨によると、政務調査費で購入した物品等の管理台帳、又は所有移転書類の報告義務はなく、任意の報告も受けていないため保管又は保存しておらず、その物品等は会派が管理しているとのことである。

この点については、当審査会も実施機関に重ねて意見聴取を行い、確認した。

したがって、実施機関は保管又は保存している公文書を公開の対象とすればよく、保管又は保存していない以上、実施機関の行った決定は妥当である。

(3) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の意見

実施機関の説明趣旨に、「各会派の申し合わせにより、会派が政務調査費で購入した備品の管理台帳については、会派で作成保管することとなっている。」とある。政務調査費で購入した物品等の管理のありかたについては、市民の知る権利を確保する観点から、今後検討されることを期待する。

7 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 9月15日	実施機関からの諮問書の受理
平成22年 9月21日	審査
平成22年 9月22日	実施機関に対し、不存在理由説明書、審査会出席者名簿の提出依頼
平成22年 9月27日	実施機関の不存在理由説明書の受理
平成22年 9月30日	異議申立人に対し、実施機関の不存在理由説明書(写)送付、意見書及び審査会意見陳述出席者名簿の提出依頼
平成22年10月 4日	異議申立人の意見書の受理
平成22年11月 2日	実施機関に審査会出席依頼
平成22年11月 5日	審査
平成22年11月15日	実施機関から事情聴取 審査
平成22年11月29日	審査
平成22年12月13日	答申

8 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	森 久 恵	三重弁護士会弁護士
委 員	福 田 悦 子	名張市人権擁護委員
委 員	寺 川 史 朗	三重大学人文学部教授